

役場からのお知らせ

● 申込方法	● 申込書類	● 必要書類	● 令和7年度市町村県民税所得・課
● 必要書類などをそろえて、建設課	● 滞納のない証明書	● 住民票謄本	● 令和7年度市町村県民税所得・課
● 管理係へ直接提出してください。(西	● その他証明書など	● 申込資格チエック表	● 申込資格チエック表
部支所では申し込めません)。	● 詳しくは、町ホームページをご確	● 詳しくは、町ホームページをご確	● 詳しくは、町ホームページをご確
認ください。			

収入基準	
原則階層	裁量階層
収入(月額) 158,000円以下	214,000円以下

※裁量階層：身体障がい者や未就学児がいる場合、全員が60歳以上の場合など

● 収入の算出方法
収入(月額) = (入居しようとする世帯全員の年間総所得金額 - 控除額) ÷ 12カ月

※申し込みは1世帯1戸限りです。
※入居時に連帯保証人が必要です。

募集する町営住宅

住宅名	部屋番号	所在地	間取	面積 m ²	月額家賃 (予定)円	建設 年度	構造	学校区
下原	A棟 20号	久保田2716番地3	3LDK	79.3	23,300~ 45,800円	H10	木造	菊陽中部小学校 菊陽中学校
原水	B棟 102号	原水2137番地	2DK	58.5	21,500~ 42,300円	H19	RC2階建	菊陽北小学校 菊陽中学校
原水	F棟 202号	原水2137番地	2DK	58.5	21,600~ 42,500円	H20	RC2階建	

令和7年度 菊陽町公民館大会

● 生涯学習課 中央公民館係 ☎096(232)2116

今年度は武蔵ヶ丘4町内が取り組みの成果を発表します。また、町中央公民館で活動している講座生が日頃の成果をステージで発表するほか、ホワイエでは作品の展示を行いますので、ぜひこの機会に公民館の活動の様子をご覧ください。みなさんのご来場をお待ちしています。

開催日時

2月21日(土) 午前9時開場 午前9時15分開演

場所

町図書館

※駐車場は図書館第2駐車場をご利用ください。

申込資格	受付期間	入居時期	3月下旬	2月9日(月)~20日(金)
● 次の全てに当てはまる人				
● 町内に住所または勤務先がある人				
● 市町村税などの滞納がない人				
● 同居しようとする親族がいる人				
● 世帯収入が収入基準内であること				
● 現に住宅に困窮していることが明				
● 世帯に暴力団員がいること				
● らかであること				

町営住宅入居者を募集します

● 申問 建設課 管理係 ☎096(232)2115

QRコード
菊陽町
オンライン手続き
一覧はこちら

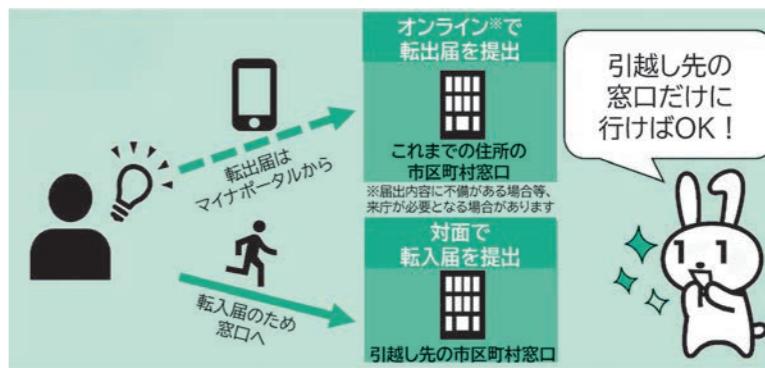
● パスポート申請もオンラインで
マイナンバーカードをお持ちの人は「マイナポータル」を利用して旅券(パスポート)の申請が可能です。自宅で写真撮影から申請まで完了でき、平日に窓口へ行く必要がありません。窓口に行くのは受取時のみの1回で済むため便利です。

● 転出の手続き
電子証明書が有効なマイナンバーカードをお持ちの人は、オンラインでの転出手続きが可能です。※マイナポータルで手続きした場合、役場への来庁が原則不要です。24時間いつでも申請できるため、忙しい人にも便利です。ぜひご利用ください。

● 町民課 町民係 ☎096(232)4914

転出の手続き
オンラインが便利です

QRコード
詳しくは
こちら



QRコード
詳しくは
こちら

令和8年度
ごみ収集カレンダー
を配布します

● 申問 環境生活課 環境生活係 ☎096(232)2114

QRコード
詳しくは
こちら

4月1日(水)~令和9年3月31日(水)のごみ収集カレンダーを配布します。

※2月~3月に各世帯にお届けします。

※カレンダーが届かない場合は、環境生活課へお電話ください。

令和8年度から以下の点が変更

● 粗大ごみ収集の受付期限が変わります。

変更前：2日前の午後3時まで

変更後：5日前の午後3時まで

● 「粗大ごみの電話受付先」、「ごみの収集漏れなどのごみの収集に関する問合せ先」が環境生活課から収集業者に変わります。

(収集業者が決まり次第、再度広報でお知らせします。)

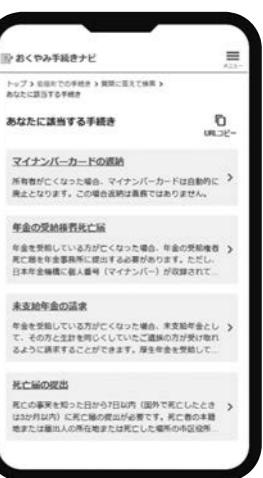
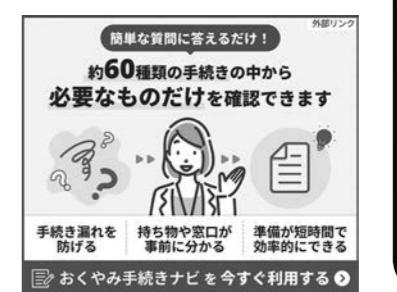
ご遺族の負担を軽減へ
「おくやみ手続きナビ」
開始

● 申問 町民課 町民係 ☎096(232)4914

親族が亡くなった時に、役場でのさまざまな手続きが必要になりますが、ご遺族が複雑な手続きを一つ一つ確認しながら行なうことは、大きな負担になります。

「おくやみ手続きナビ」では、スマートフォンなどで簡単な質問に答えるだけで、死亡の届け出後に町で行う手続きが確認できます。

利用方法は、町ホームページ内の死亡後の手続きにあるバー表示をクリックし、死亡した人に関する質問に答えると必要な手続きが表示されます。



昨年度のステージ発表